○国土交通省告示第八百二十五号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十九条第一項及び第二項の登録をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十八年六月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

工業標準化法第十九条第一項及び第二項の規定に基づき登録をした認証機関

登録番号	ＭＬＩＴ１１
登録年月日	平成28年５月２日
登録認証機関の名称及び所在地	一般財団法人日本品質保証機構　東京都千代田区神田須田町１―２５
認証を行う事務所の名称及び所在地	一般財団法人日本品質保証機構ＪＩＳ認証事業部　東京都千代田区神田須田町１―２５
登録の区分	Ｚ（その他）
認証を行う区域	日本
登録の期間	平成28年５月２日から４年間

○海上保安庁告示第三十三号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、備讃瀬戸北航路におけるしゅんせつ工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示を次のように定める。

平成二十八年六月十七日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

備讃瀬戸北航路におけるしゅんせつ工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示

次の表の上欄に掲げる海域については、同表の中欄に掲げる期間、同表の下欄に掲げる船舶の航行を禁止する。

海域	期間	船舶
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第四号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域 一　北緯三四度二一分一九・二秒東経一三三度四三分五七・二秒 二　北緯三四度二一分四・九秒東経一三三度四四分三・五秒 三　北緯三四度二〇分五六・六秒東経一三三度四三分三六・三秒 四　北緯三四度二一分一〇・八秒東経一三三度四三分三〇秒	平成二十八年七月八日から同月二十七日まで	上欄に掲げる海域におけるしゅんせつ工事に従事する船舶以外の船舶
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第五号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域 一　北緯三四度二一分一四・九秒東経一三三度四三分八・二秒 二　北緯三四度二一分三・六秒東経一三三度四三分一三・二秒 三　北緯三四度二〇分五八・五秒東経一三三度四二分五六・四秒 四　北緯三四度二一分一秒東経一三三度四二分四九・三秒 五　北緯三四度二一分八・一秒東経一三三度四二分四六・一秒	平成二十八年七月二十八日から同年九月十五日まで	

○関東地方整備局告示第二百二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十七日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高崎市小八木町字村前一一三四番一から同市小八木町字村前一一三五番九まで	前	二六・一九～二七・〇四メートル	○○・○二一九キロメートル
	後	二六・二六～三三・四二メートル	○○・○二一九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

人事異動

内閣

○文部科学大臣臨時代理
国務大臣　島尻安伊子
文部科学大臣馳浩海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する
特命全権大使　片上　慶一
願に依り本官を免ずる（以上六月十四日）

内閣府

（経済社会総合研究所総括政策研究官）内閣府事務官　岩瀬　公一
文部科学省に出向させる（三月十七日）
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　大竹　暁
内閣府事務官（経済社会総合研究所総括政策研究官）に転任させる（三月十八日）
（農林水産省大臣官房審議官（食料産業局担当））農林水産事務官　岩瀬　忠篤
内閣府事務官（大臣官房）に転任させる
辞職を承認する　後藤　正之
内閣府事務官（大臣官房）に採用する
辞職を承認する　私市　光生
内閣府事務官（大臣官房）に採用する
平成二十八年三月三十一日限り定年退職

（大臣官房）内閣府事務官　小河　俊夫
（経済社会総合研究所総括政策研究官）同　道上　浩也
平成二十八年三月三十一日限り定年退職（各通）
（食品安全委員会事務局情報・勧告広報課長）内閣府技官　植木　隆
農林水産省に出向させる
（経済社会総合研究所上席主任研究官）内閣府事務官　伊藤由樹子
任期の満了により平成二十八年三月三十一日限り退職した
（大臣官房）同　宮本　幸一
（大臣官房参事官）同　大須賀　聡
（大臣官房厚生管理官）同　冨永　康男
（日本学術会議事務局管理課長）同　水野　孝美
平成二十八年三月三十一日限り定年退職（各通）
（以上三月三十一日）
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　佐々木　基
地方創生推進事務局長に転任させる
（同）同　横尾　英博
内閣府事務官（知的財産戦略推進事務局長）に転任させる
（警察庁長官官房付）警視監　和田　昭夫
内閣府事務官（大臣官房少子化・青少年対策審議官）に転任させる
大臣官房審議官に併任する
（人事院公平審査局審議官）人事院事務官　塚田　治
内閣府事務官（再就職等監視委員会事務局長）に転任させる